

**+** 1月の休日当番医

[診療時間：9時～17時]

※当番医が変更になる場合や、当番日に診療していない科もありますので、事前にお問い合わせの上受診してください。

当番日	休日当番医
1日㊤	北福島医療センター (内科・外科・消化器内科ほか) 伊達市箱崎字東 23-1 ☎ 551-0551
2日㊤	かしの木内科クリニック (内科・消化器内科・循環器内科) 伊達市岡前 20-6 ☎ 551-1411
3日㊤	神岡クリニック (内科・外科・整形外科ほか) 伊達市霊山町掛田字中町 11-1 ☎ 586-1318
8日㊤	大山クリニック (内科・消化器内科) 伊達市北後 13-1 ☎ 583-2136
9日㊤	村上医院 (内科・外科・消化器内科ほか) 国見町大字藤田字北 11-1 ☎ 585-2152
15日㊤	まつもとクリニック (内科・胃腸内科・小児科ほか) 桑折町大字南半田字六角 15-1 ☎ 582-4800
22日㊤	ミツパチいたみと眠りのクリニック (内科・整形外科・ペインクリニック外科ほか) 伊達市宮前 29-1 ☎ 572-5328
	伊藤皮フ科クリニック (皮膚科・アレルギー科) 伊達市岡前 20-1 ☎ 551-1121
29日㊤	遠藤内科医院 (内科・消化器内科・心療内科) 桑折町字陣屋 1-6 ☎ 582-6788
福島県こども救急電話相談	
夜間の子どもの急な病気・けがの相談に、医師や看護師が応じます。 相談時間：毎日 19時～翌朝 8時 ☎ 521-3790 (短縮ダイヤル # 8000)	

**介** 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 と は ？

介護予防・日常生活支援総合事業とは、市区町村で行う地域支援事業のひとつとして、地域の高齢者を対象にその人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスなどを提供する事業です。

**介** 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業

要支援1・2、または非該当の人でも、基本チェックリストで日常生活に必要な機能が低下していると確認できた場合は、介護予防・日常生活支援総合事業（ホームヘルプサービス・デイサービス）を利用することができます。詳しくはお住まいの各地域包括支援センターにご相談ください。

**サ** ー ビ ス を 利 用 す る に は

**要** 介 護 1 ～ 5 の 場 合

居宅介護支援事業所のケアマネージャーと相談しながらケアプランを作成し、サービスを利用します。



**要** 支 援 1 ・ 2 の 場 合

地域包括支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成し、サービスを利用します。

**地** 域 包 括 支 援 セ ン タ ー っ て ど ん な と こ ろ ？

**高** 齢 者 の 皆 さ ん の 相 談 に 応 じ ま す

地域包括支援センターは、地域で暮らす皆さんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられており、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合相談窓口です。



主任ケアマネージャーや保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士が常駐し、皆さんの相談に対応します。皆さんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、地域包括支援センターを積極的にご利用ください。

**▼** お 住 ま い の 地 域 の セ ン タ ー を ご 利 用 く だ さ い

名称	場所	電話番号
伊達地域包括支援センター	伊達ふれあいセンター内	☎ 551-2144
梁川地域包括支援センター	総合老人福祉施設「梁川ホーム」内	☎ 572-4872
保原地域包括支援センター	旧セントクリニック内	☎ 574-4774
霊山・月館地域包括支援センター	霊山総合福祉センター「茶臼の里」内	☎ 586-1323
霊山・月館地域包括支援センター出張窓口	月館保健福祉センター「やまゆり」内	☎ 573-3113

介護保険サービスの種類を知ろう

**住** み 慣 れ た 伊 達 市 で 暮 ら し 続 け る た め に

**◆** 介 護 を 必 要 と す る 度 合 い

高	—————						低
要介護			要支援				
5	4	3	2	1	2	1	

病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスが異なります。介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。

☎ 高齢福祉課介護保険係 ☎ 575-1299

**◆** 介 護 の 度 合 い で 受 け ら れ る サ ー ビ 内 容

要支援・要介護	サービス内容	サービス種別
要支援1・2 要介護1～5	自宅訪問 訪問介護（ホームヘルプサービス） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション	居宅サービス
	短期間施設に泊まる 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	居宅サービス
	施設に通う 通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション（デイケア） 認知症対応方通所介護	地域密着サービス
	複合的サービス 小規模多機能型居宅介護	地域密着サービス
要介護1～5	自宅から移り住んで利用 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	地域密着型サービス
	自宅訪問 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 施設に通う 地域密着型通所介護	地域密着型サービス
要介護1～5	複合的サービス 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	施設サービス
	介護保険施設に移り住む 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	施設サービス
要介護3～5	自宅から移り住んで利用 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着サービス
	介護保険施設に移り住む 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	施設サービス

**要** 介 護 認 定 を 受 け る に は

① 申請  
介護保険サービスを利用するときは、「要介護認定」を受ける必要があります。申請は高齢福祉課または各総合支所にお越しください。  
申請は本人や家族からのほか、居宅介護支援事業所や地

域包括支援センターに依頼することもできます。

② 要介護認定  
〔認定調査〕 調査員が自宅などを訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。  
〔審査・判定〕 認定調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家に

③ 認定結果  
申請から30日程度で結果を通知します。結果は、要介護の度合いに応じて、要介護1～5、要支援1・2、非該当に区分されます。  
よる「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。

